証券コード　8918
平成28年５月13日

株　主　各　位

神奈川県横浜市西区北幸二丁目８番29号
株式会社　ラ　　ン　　ド
代表取締役社長　松　谷　昌　樹

# 第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第20回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。**

**［郵送による議決権行使の場合］**
　同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年５月30日（月曜日）午後７時までに到着するようご返送ください。

**［インターネットによる議決権行使の場合］**
　当社指定の議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスのうえ、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインＩＤ」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内にしたがって、平成28年５月30日（月曜日）午後７時までに議案に対する賛否をご入力ください。
**　なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、54頁から55頁に記載の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

**１．日　　時**　平成28年５月31日（火曜日）　午前10時
**２．場　　所**　神奈川県横浜市中区桜木町一丁目１番地８の２
　県民共済プラザビル１階「県民共済みらいホール」
**３．目的事項**
**　報告事項**
　１．第20期（平成27年３月１日から平成28年２月29日まで）
　　事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　２．第20期（平成27年３月１日から平成28年２月29日まで）
　　計算書類の内容報告の件

**決 議 事 項**

**第１号議案**　定款一部変更の件
**第２号議案**　第三者割当による募集株式（Ａ種種類株式）発行の件
**第３号議案**　第三者割当による第９回募集新株予約権発行の件
**第４号議案**　第三者割当による第10回募集新株予約権発行の件

**４．議決権行使のお取り扱い**

(1) 議決権行使書面において、各議案に賛否の意思表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
(2) 議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
(3) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以　上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎ 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.land.jp）に掲載させていただきます。

（提供書面）

# 事　業　報　告

（平成27年３月１日から
平成28年２月29日まで）

## １．企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、政府による経済対策や金融政策の効果などから、企業収益の改善や雇用情勢の改善がみられ、景気は緩やかな回復基調が続いております。しかしながら、中国をはじめとする新興国の景気減速への警戒感に加え、米国等における金融政策の変更もあり、特に年初以降は、円高・株安が進むなど、先行きが不透明な状況が続いております。

当社グループの属する不動産業界におきましては、低金利や政府による経済政策を背景に、首都圏を中心とした不動産取引は、比較的堅調に推移してはいるものの、事業用地取得競争の激化や建築価格の上昇など、懸念材料も多く、厳しい経営環境が続いております。

このような環境下において、当社グループは「豊かで快適な暮らしの創造」を企業理念とし、早期の業績の回復に向けて、最大限の努力を継続してまいりましたが、依然として証券取引等監視委員会及び神奈川県警による調査を起因とした風評被害が残っていることや、当社の財務基盤が未だ脆弱であること等の理由から、金融機関との融資協議は

当社が想定した以上に時間がかかっております。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は852百万円（前期比14.9％増）、営業損失480百万円（前期は79百万円の営業利益）、経常損失683百万円（前期は77百万円の経常利益）、当期純損失995百万円（前期は50百万円の当期純利益）となりました。

なお、当社グループの事業セグメントは単一セグメントでありますので、セグメント別の記載は省略しております。

### (2) 設備投資等の状況

該当事項はありません。

### (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

当連結会計年度においては、早期の業績回復に向け、仕掛中及び協議中の不動産案件に対する融資を受けるための協議を金融機関等と継続してまいりました。

しかしながら、多くの金融機関等においては、平成24年12月に行われた証券取引等監視委員会及び神奈川県警による調査に起因した風評被害等が未だ根強く残っていることや、当社グループの財務基盤が未だ脆弱であること等の理由から、当該融資協議につきまして、想定した以上に時間がかかっており、当社グループの財務基盤の強化及び信用の回復が喫緊の課題となっております。

そのため、営業活動自体にも遅れが生じており、事業資金の回収を優先するため、事業化に至った不動産案件についても、当初想定した売却予定額よりも低額にて譲渡せざるを得ない状況となったことにより、当連結会計年度においては、995百万円の当期純損失を計上することとなりました。

また、依然として当連結会計年度末時点においては、既存の借入金等の一部については、返済条件の見直しを行うことにつき、債権者にご協力をお願いしている状態であります。

以上のような状況により、当社グループには、将来にわたって事業活動を継続するとの前提に疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

しかしながら、下記施策の確実な実行により、早期に大幅な改善が実現できると考えております。

① 当社グループの財務基盤の強化と案件仕入の推進

当社グループは、不動産事業においては、物件の仕入力と販売力には定評があるものと自負しており、必要に応じた資金の調達を円滑に行うことができれば、積極的に仕入を行うことが出来るため、成長路線に戻せると確信しております。

そのため、継続して金融機関等との交渉を行いながら、懸案となっている当社グループの財務基盤の強化に向けて、引き続き様々な調達手法を検討し、適宜必要な資金を調達してまいる所存であります。

② 既存債権者との協議

既存の借入金等の一部につきましては、返済条件の見直しを行うことにつき、債権者にご協力をいただいており、引続き担保物件の処分も含め、債権者と個別に協議しながら進めてまいります。

しかしながら、金融機関等との交渉状況によっては、当社グループの想定通りに仕入が進まない可能性があることや、財務基盤の強化に関しましても、経済環境や金融市場の影響を受けること、また、債権者との返済条件の見直し交渉についても、関係者との協議を行いながら進めている途上であること等から、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、当連結会計年度の連結計算書類は継続企業を前提に作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類には反映しておりません。

### (5) 重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

### (6) 財産及び損益の状況の推移

| 項目＼期別 | 第 17 期<br>平成25年２月期 | 第 18 期<br>平成26年２月期 | 第 19 期<br>平成27年２月期 | 第 20 期<br>(当連結会計年度)<br>平成28年２月期 |
|---|---|---|---|---|
| 売上高（千円） | 7,898,388 | 1,804,373 | 742,614 | 852,896 |
| 経常利益又は経常損失（△）（千円） | △321,527 | △722,397 | 77,971 | △683,584 |
| 当期純利益又は当期純損失（△）（千円） | 668,518 | △1,285,452 | 50,346 | △995,441 |
| １株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）（円） | 2.27 | △4.22 | 0.16 | △2.69 |
| 総資産（千円） | 10,259,061 | 2,092,865 | 2,215,200 | 1,273,536 |
| 純資産（千円） | 1,719,327 | 343,610 | 1,354,554 | 359,113 |
| １株当たり純資産額（円） | 5.64 | 1.13 | 3.65 | 0.97 |

（注）「１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失」は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

### (7) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

### (8) 主要な事業内容（平成28年２月29日現在）

当社グループは、当社及び連結子会社３社で構成されており、不動産の売買やコンサルティング業務及び仲介業務等による手数料の獲得を目的とした不動産事業を営んでおります。

### (9) 主要な営業所及び事業所（平成28年２月29日現在）

当社

本社　　：　神奈川県横浜市西区

### (10) 従業員の状況（平成28年２月29日現在）

| 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---|---|---|---|
| 4名 | 1名減 | 36.9歳 | 9.7年 |

（注）使用人数は就業員数(当社から社外への出向者を除く。)であります。

### (11) 主要な借入先の状況（平成28年２月29日現在）

| 借 入 先 | 借入金残高 |
|---|---|
| | 千円 |
| 有限会社シーライフ | 274,551 |
| 株式会社新銀行東京 | 140,000 |

### (12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2．会社の株式に関する事項（平成28年２月29日現在）

(1) **発行可能株式総数**　　1,483,896,000株

(2) **発行済株式の総数**　　370,726,003株（自己株式247,997株を除く。）

(3) **株主数**　　20,098名

(4) **大株主**

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|---|---|---|
| | 株 | % |
| 渡壁謙二 | 36,744,400 | 9.91 |
| 清野伸一 | 9,038,600 | 2.44 |
| 前田敏彦 | 8,076,200 | 2.18 |
| 高橋和男 | 6,200,000 | 1.67 |
| 株式会社ランドコーポレーション | 4,356,000 | 1.17 |
| 松谷昌樹 | 3,870,000 | 1.04 |
| 大竹道子 | 3,168,900 | 0.85 |
| 東海東京証券株式会社 | 2,443,800 | 0.66 |
| 西ノ谷菊雄 | 2,300,000 | 0.62 |
| 滝沢裕一郎 | 2,240,000 | 0.60 |

（注）　持株比率は自己株式（247,997株）を控除して計算しております。

(5) **その他株式に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 3．会社の新株予約権等に関する事項

(1) **当事業年度の末日において当社役員が保有している新株予約権の状況**

該当事項はありません。

(2) **当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権の状況**

該当事項はありません。

(3) **その他新株予約権等に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 4．会社役員に関する事項（平成28年２月29日現在）

### (1) 取締役及び監査役の氏名等

| 氏　　名 | 会社における地位 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 松　谷　昌　樹 | 代表取締役社長 | |
| 佐　瀬　雅　昭 | 常務取締役 | 管理部長 |
| 渡　部　　隆 | 取　締　役 | 経営企画部長 |
| 神　田　威　志 | 取　締　役 | |
| 齊　藤　守　人 | 常勤監査役 | |
| 五十嵐　啓　二 | 監　査　役 | 弁護士　日比谷見附法律事務所 代表 |
| 平　井　清　志 | 監　査　役 | 税理士　平井清志税理士事務所 代表 |

（注）1. 常勤監査役齊藤守人、監査役五十嵐啓二、平井清志の各氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
2. 常勤監査役齊藤守人氏、監査役平井清志氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。なお、当社は齊藤守人氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
3. 監査役五十嵐啓二氏は、弁護士として企業法務及び税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

### (2) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

・監査役五十嵐啓二氏は、日比谷見附法律事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役平井清志氏は、平井清志税理士事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度中の取締役会、監査役会での活動状況

| 氏　　名 | 会社における地位 | 主な活動内容 |
|---|---|---|
| 齊　藤　守　人 | 常勤監査役 | 当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |
| 五十嵐　啓　二 | 監　査　役 | 当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |
| 平　井　清　志 | 監　査　役 | 当事業年度開催の取締役会15回のうち14回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回のうち12回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款に社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けており、当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

### (3) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役　　４名　　48,741千円
監査役　　３名　　13,403千円　　（うち社外３名13,403千円）
（注）　取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

### (4) 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、過去に複数名の社外取締役に就任いただいておりましたが、2008年のリーマン・ショック等に起因する世界的な金融市場の混乱に伴う大変厳しい市場環境により、当社業績が大きく低迷し、役員数を削減するとともに、社内取締役を中心とする現在の体制となっております。現在、業務内容に精通する社内取締役の相互監視により、すでに実効性のある監督が行われているため、会社の情報に通じない社外者に取締役に加わっていただいても、迅速な意思決定に支障が生じる恐れがあることに加え、現在の当社の状況では、報酬に見合うご活躍の場面が想定できないものと判断しております。

当社としては、すでに独立性の高い社外監査役を選任し、実効性のある監査を行っており、当社の状況、会社法改正の経緯および東京証券取引所の施策等を踏まえながら、当社に相応しい、より良いガバナンス体制を構築するべく、引き続き検討を重ねてまいる所存であります。

## ５．会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

監査法人元和

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| | | 金額（千円） |
|---|---|---|
| ① | 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 23,227 |
| ② | 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 23,727 |

（注）1.　当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、上記報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2.　監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められ、改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任

理由を報告いたします。

### (4) 当事業年度中に辞任した会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

## 6．業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 「企業理念」「経営理念」に基づき誠実に行動し、コンプライアンス重視の姿勢を周知徹底するため、取締役及び使用人に対して、関連諸法令に関する教育の充実等に努める。

② 業務監査部門として社長直轄の内部監査室を設置し、内部統制システムの強化を行う。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程等の社内規程に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写できる状態に管理する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の作成・保存・管理状況については、監査役の監査を受ける。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 会社の損失の危険については、それぞれの担当部署において、予見されるリスクの分析と識別を行い、必要に応じ、プロジェクトチームを設置し、当該リスクに関する規程・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う体制とする。

② 各担当部署長は、内在するリスクを把握・分析・評価した上で適切な対策を実施するとともに、その管理状況を監督する。また、当該リスクの軽減に取り組む。

③ 内部監査室は内部監査規程に基づき、各部署のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に社長に報告する。

**(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、定例の取締役会を原則として毎月一回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

② 投資に関するすべての案件は、投資委員会の承認を要するものとする。当該投資委員会は取締役及び担当部署長により構成され、常勤監査役立会いのもと、原則として毎週開催する。

**(5) 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**

① 関係会社（子会社）の管理は、当社規程に従い、当社の管理部と、当該関係会社の日常管理を行う業務管理部門とが連携・調整を図り、協力して行う。

② 関係会社には、必要に応じて取締役又は監査役として当社の取締役又は使用人を派遣し、取締役は当該会社取締役の職務執行を監視・監督し、監査役は、当該会社の業務執行状況を監査する。

③ 各関係会社の事業運営については、各社の取締役より定期的に業務内容の報告を受け、重要案件については、事前協議を行うなど業務の適正を確保する。なお、各関係会社での投資案件等に関しては、原則として当社投資委員会の承認を要するものとする。

**(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の独立性に関する事項**

① 当社は、監査役会の要請がある場合には、監査役の職務を補助する使用人を選任する。

② 当該使用人の人事等については、取締役会と監査役会が協議の上決定する。

**(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

① 監査役は、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため、取締役会その他の重要な会議に出席するとともに、必要に応じて意見を述べることができる。

② 監査役は、取締役が決裁する稟議書その他職務執行に関する重要書類を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に対して説明を求め、または報告を受けることができる。

③ 取締役はその職務の執行状況や内部統制システムの構築及び運用状況等について、監査役に報告する。

④ 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、当社の目的外の行為その他法令若しくは定款に反する事実を発見したとき、または経営・業績に影響を及ぼす重要な事項について決定したときは、直ちに監査役に報告しなければならない。
⑤ 内部監査室は、内部監査の実施状況及びその結果を随時監査役会に報告するものとする。

**(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

① 代表取締役は、監査役会と定期的に会合を持ち、当社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行い、相互認識と信頼関係を深めるように努める。
② 代表取締役は、取締役及び使用人が、監査役監査の重要性と有用性に対する認識及び理解を深めるよう促し、監査役の職務執行が実効的に行われるよう相互に協力する。
③ 監査役は、内部監査室及び会計監査人と定期的に会合を持つなど相互に連携し、監査方針や計画、監査結果の報告を受け、監査役監査の実効性確保を図るものとする。

## 7．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に確認し調査しており、取締役会にその内容を報告しております。また、確認調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置等を行い、より適切な内部統制システムの運用に努めております。なお、当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況は下記のとおりであります。

(1) コンプライアンスに関する取組み

① 内部監査部門である内部監査室は、当社グループの内部監査を毎年定期的に実施し、監査結果を担当役員に報告しております。

(2) リスク管理体制の強化

① 内部通報制度により、当社従業員等が法令、定款、社内規則に違反する行為又は違反するおそれがある行為を発見した場合の報告、相談体制を構築し、運用しております。
② インサイダー取引防止のため、当社役職員が自社株式を売買する場合は、当社担当役員に事前申請し許可を得た場合のみ売買できる体制を取っております。

(3) 企業グループにおける業務の適正の確保

① 当社グループの管理につきましては、毎月の取締役会にて月次報告を行い、業績及び経営状況を報告しております。

(4) 監査役の監査体制

① 監査役会は、毎月及び臨時に開催しており、更に常勤監査役につきましては、その他社内会議に出席して情報収集を行い、経営の監視を図っております。

② 当社は監査役の職務を補助する使用人を選任しております。当該補助使用人は業務部門を兼任しておりますが、監査役職務の補助にあたっては、取締役からの独立性が確保されております。

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

（平成28年２月29日現在）

（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 資産の部 | | 負債の部 | |
| **流動資産** | **988,832** | **流動負債** | **774,423** |
| 現金及び預金 | 483,257 | 短期借入金 | 93,225 |
| たな卸資産 | 193,089 | 1年内返済予定の長期借入金 | 274,551 |
| その他 | 312,900 | 未払金 | 21,273 |
| 貸倒引当金 | △415 | 未払法人税等 | 94,743 |
| **固定資産** | **284,703** | その他 | 290,629 |
| **有形固定資産** | **208,753** | **固定負債** | **140,000** |
| 建物及び構築物 | 4,976 | 長期借入金 | 140,000 |
| 土地 | 200,000 | **負債合計** | **914,423** |
| その他 | 3,776 | 純資産の部 | |
| **無形固定資産** | **2,011** | **株主資本** | **359,113** |
| その他 | 2,011 | 資本金 | 7,006,422 |
| **投資その他の資産** | **73,938** | 資本剰余金 | 6,771,142 |
| 投資有価証券 | 24,229 | 利益剰余金 | △12,978,247 |
| 保証金 | 11,285 | 自己株式 | △440,204 |
| 長期貸付金 | 225,676 | | |
| その他 | 90,374 | | |
| 貸倒引当金 | △277,627 | **純資産合計** | **359,113** |
| **資産合計** | **1,273,536** | **負債・純資産合計** | **1,273,536** |

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

（平成27年３月１日から
平成28年２月29日まで）

（単位：千円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| **売上高** | | **852,896** |
| **売上原価** | | **978,602** |
| **売上総損失** | | **125,705** |
| 販売費及び一般管理費 | | 354,431 |
| **営業損失** | | **480,136** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息及び配当金 | 5,791 | |
| その他の営業外収益 | 32,540 | 38,332 |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 20,979 | |
| 貸倒引当金繰入額 | 220,595 | |
| その他の営業外費用 | 205 | 241,779 |
| **経常損失** | | **683,584** |
| **特別利益** | | |
| 債務免除益 | 1,824 | |
| その他の特別利益 | 108 | 1,932 |
| **特別損失** | | |
| 減損損失 | 341,477 | |
| その他の特別損失 | 12 | 341,490 |
| **税金等調整前当期純損失** | | **1,023,141** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,587 | |
| 法人税等還付税額 | △29,287 | △27,699 |
| **少数株主損益調整前当期純損失** | | **995,441** |
| 少数株主利益 | | － |
| **当期純損失** | | **995,441** |

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

（平成27年３月１日から
平成28年２月29日まで）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 | |
| 平成27年３月１日期首残高 | 7,006,422 | 6,771,142 | △11,982,805 | △440,204 | 1,354,554 | 1,354,554 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | | |
| 当期純損失（△） | | | △995,441 | | △995,441 | △995,441 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額） | | | | | － | － |
| 連結会計年度中の変動額合計 | － | － | △995,441 | － | △995,441 | △995,441 |
| 平成28年2月29日期末残高 | 7,006,422 | 6,771,142 | △12,978,247 | △440,204 | 359,113 | 359,113 |

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連　結　注　記　表

**（継続企業の前提に関する注記）**

当連結会計年度においては、早期の業績回復に向け、仕掛中及び協議中の不動産案件に対する融資を受けるための協議を金融機関等と継続してまいりました。

しかしながら、多くの金融機関等においては、平成24年12月に行われた証券取引等監視委員会及び神奈川県警による調査に起因した風評被害等が未だ根強く残っていることや、当社グループの財務基盤が未だ脆弱であること等の理由から、当該融資協議につきまして、想定した以上に時間がかかっており、当社グループの財務基盤の強化及び信用の回復が喫緊の課題となっております。

そのため、営業活動自体にも遅れが生じており、事業資金の回収を優先するため、事業化に至った不動産案件についても、当初想定した売却予定額よりも低額にて譲渡せざるを得ない状況となったことにより、当連結会計年度においては、995百万円の当期純損失を計上することとなりました。

また、依然として当連結会計年度末時点においては、既存の借入金等の一部については、返済条件の見直しを行うことにつき、債権者にご協力をお願いしている状態であります。

以上のような状況により、当社グループには、将来にわたって事業活動を継続するとの前提に疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

しかしながら、下記施策の確実な実行により、早期に大幅な改善が実現できると考えております。

(1) 当社グループの財務基盤の強化と案件仕入の推進

当社グループは、不動産事業においては、物件の仕入力と販売力には定評があるものと自負しており、必要に応じた資金の調達を円滑に行うことができれば、積極的に仕入を行うことができ、成長路線に戻せると確信しております。

そのため、継続して金融機関等との交渉を行いながら、懸案となっている当社グループの財務基盤の強化に向けて、引き続き様々な調達手法を検討し、適宜必要な資金を調達してまいる所存であります。

(2) 既存債権者との協議

既存の借入金等の一部につきましては、返済条件の見直しを行うことにつき、債権者にご協力をいただいており、引き続き担保物件の処分も含め、債権者と個別に協議しながら進めてまいります。

しかしながら、金融機関等との交渉状況によっては、当社グループの想定通りに仕入が進まない可能性があることや、財務基盤の強化に関しましても、経済環境や金融市場の影響を受けること、また、債権者との返済条件の見直し交渉につ

いても、関係者との協議を行いながら進めている途上であること等から、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、当連結会計年度の連結計算書類は継続企業を前提に作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類には反映しておりません。

## 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

### １．連結の範囲等に関する事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 …… ３社

連結子会社の名称 …… 株式会社ランド名古屋
他２社

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

該当事項はありません。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券

満期保有目的の債券 …… 償却原価法（定額法）

その他有価証券

・時価のあるもの …… 連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの …… 移動平均法による原価法
なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ．たな卸資産

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

・販売用不動産、仕掛販売用不動産、
共同事業出資金及び未成業務支出金 …… 個別法

・貯蔵品 …… 最終仕入原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産 …… 建物（建物付属設備を除く）については定額法、その他については定率法によっております。

ロ．無形固定資産 …… 定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③ 引当金の計上基準

貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率による貸倒見積高を計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 …… 従業員への賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ．消費税等の会計処理方法
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税等については、発生年度の期間費用としております。

ロ．連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。

## ２．表示方法の変更

（連結貸借対照表）

前連結会計年度まで投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりました「長期貸付金」については、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「長期貸付金」は、6,322千円であります。

（連結損益計算書）

前連結会計年度まで営業外費用の「その他の営業外費用」に含めて表示しておりました「貸倒引当金繰入額」については、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「貸倒引当金繰入額」は、3,150千円であります。

## ３．連結貸借対照表に関する注記

(1) 減価償却累計額

| | |
|---|---|
| 有形固定資産…… | 24,297千円 |

(2) 担保に供している資産

| | |
|---|---|
| 仕掛販売用不動産…… | 148,953千円 |
| 土地…… | 200,000千円 |

上記に対応する債務

| | |
|---|---|
| 短期借入金…… | 5,000千円 |
| 長期借入金…… | 140,000千円 |

なお、宅地建物取引業法に基づく手付金等保全措置のため、投資有価証券5,000千円に質権が設定されております。

また、宅地建物取引業法に基づく営業保証金として投資有価証券10,018千円を法務局に供託しております。

## ４．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式　　370,974,000株

(2) 当連結会計年度末における自己株式の種類及び株数
普通株式　　247,997株

(3) 配当に関する事項
該当事項はありません。

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の数
該当事項はありません。

## ５．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、流動性を重視し、短期的な預金等に限定しており、資金調達については、個別事業の状況に応じて金融機関等からの借入による方針であります。なお、現在、デリバティブ取引はありませんが、利用する際は、借入金の金利変動リスクを回避することを目的とし、投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に有価証券の時価や発行体の財務状況を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、その保有方針を見直すこととしております。

また、長期貸付金は、主に取引先に対する貸付であり、当該取引先の信用リスクに晒されております。

借入金は、主に事業用地の取得資金及び建築費の支払いに係る資金調達であり、開発・販売計画の遅延等による流動性リスクを伴っておりますが、資金繰管理を概ね日次で行い、当該リスクを管理しております。なお、資金調達を行う際は、金利動向を十分に把握して、金利変動リスクを管理する方針であります。

その他、営業上の取引に係る未払金につきましては、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年２月29日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

| | 連結貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|---|---|---|---|
| ① 現金及び預金 | 483,257 | 483,257 | － |
| ② 投資有価証券 | 10,018 | 10,204 | 185 |
| ③ 長期貸付金 | 225,676 | | |
| 貸倒引当金 | △220,000 | | |
| | 5,676 | 5,676 | － |
| 資産計 | 498,953 | 499,138 | 185 |
| ① 短期借入金 | 93,225 | 93,225 | － |
| ② 1年内返済予定の長期借入金 | 274,551 | 274,551 | － |
| ③ 未払金 | 21,273 | 21,273 | － |
| ④ 未払法人税等 | 94,743 | 94,743 | － |
| ⑤ 長期借入金 | 140,000 | 140,000 | － |
| 負債計 | 623,794 | 623,794 | － |

(注) 1．金融商品の時価の算定方法及び投資有価証券に関する事項

(資産)

① 現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

② 投資有価証券

投資有価証券の時価については、日本証券業協会の公表している価格によっております。

③ 長期貸付金

長期貸付金は、回収状況に問題のある貸付先に対しては、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。また、その他一般の貸付先については、元利金の合計額を、新規に同様の貸付を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しておりますが、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（負債）

① 短期借入金、② 1年内返済予定の長期借入金、③ 未払金、④ 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑤ 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものについては、短期間での市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものについては、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区 分 | 連結貸借対照表計上額（千円） |
|---|---|
| 非上場株式 | 5,000 |
| 投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資 | 9,210 |

上記のものについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「② 投資有価証券」には含まれておりません。

３．金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

| | １年以内（千円） | １年超５年以内（千円） | ５年超10年以内（千円） | 10年超（千円） |
|---|---|---|---|---|
| 現金及び預金 | 483,257 | － | － | － |
| 投資有価証券 | | | | |
| 満期保有目的の債券 | － | 10,018 | － | － |
| 長期貸付金(注) | － | 3,299 | 1,164 | 1,213 |
| 合計 | 483,257 | 13,318 | 1,164 | 1,213 |

(注) 長期貸付金のうち、個別に貸倒引当金が計上されている債権220,000千円については、含めておりません。

４．長期借入金の連結決算日後の返済予定額

| | １年以内（千円） | １年超２年以内（千円） | ２年超３年以内（千円） | ３年超４年以内（千円） | ４年超５年以内（千円） | ５年超（千円） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 長期借入金 | － | 140,000 | － | － | － | － |
| 合計 | － | 140,000 | － | － | － | － |

## ６．賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、賃貸用の不動産（当該用途を目的とした土地を含む。）を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

| 連結貸借対照表計上額（千円） | | | 当連結会計年度末の時価（千円） |
|---|---|---|---|
| 前連結会計年度末残高 | 当連結会計年度増減額 | 当連結会計年度末残高 | |
| 541,477 | △341,477 | 200,000 | 200,000 |

（注） １．連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

２．当連結会計年度増減額のうち主な減少額は、平成28年３月31日において、売却した不動産について、当該売却価額まで減損処理を行ったことによるものであります。

## ７．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額…… 0円97銭

(2) １株当たり当期純損失…… 2円69銭

１株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりです。

当期純損失…… 995,441千円

普通株主に帰属しない金額…… ― 千円

普通株式に係る当期純利益…… 995,441千円

期中平均株式数…… 370,726,003株

## ８．重要な後発事象に関する注記

（子会社株式の譲渡について）

当社は、平成28年４月14日開催の取締役会において、経営資源の集約を目的として、連結子会社である株式会社ランド名古屋の全株式を譲渡することを決議し、同日付で譲渡いたしました。

これに伴い、第21期連結会計年度において、関係会社株式売却益として、約78百万円を計上する見込みであります。

# 貸借対照表

（平成28年２月29日現在）

（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 資産の部 | | 負債の部 | |
| 流動資産 | 1,192,564 | 流動負債 | 3,645,588 |
| 現金及び預金 | 483,257 | 短期借入金 | 35,000 |
| 仕掛販売用不動産 | 148,953 | 関係会社短期借入金 | 2,559,302 |
| 共同事業出資金 | 44,100 | １年内返済予定の長期借入金 | 274,551 |
| 前渡金 | 213,791 | 未払費用 | 726,388 |
| 関係会社短期貸付金 | 160,693 | 未払法人税等 | 13,570 |
| その他 | 142,183 | その他 | 36,776 |
| 貸倒引当金 | △415 | 固定負債 | 294,332 |
| 固定資産 | 250,671 | 長期借入金 | 140,000 |
| 有形固定資産 | 208,753 | 債務保証損失引当金 | 154,332 |
| 建物 | 4,976 | 負債合計 | 3,939,920 |
| 土地 | 200,000 | 純資産の部 | |
| その他 | 3,776 | 株主資本 | △2,496,684 |
| 無形固定資産 | 2,011 | 資本金 | 7,006,422 |
| その他 | 2,011 | 資本剰余金 | 6,771,142 |
| 投資その他の資産 | 39,906 | 資本準備金 | 6,771,142 |
| 投資有価証券 | 24,229 | 利益剰余金 | △15,834,045 |
| 関係会社出資金 | 100 | 利益準備金 | 2,516 |
| 関係会社長期貸付金 | 2,581,539 | その他利益剰余金 | △15,836,561 |
| 長期貸付金 | 225,676 | 別途積立金 | 3,800,000 |
| 長期未収入金 | 568,886 | 繰越利益剰余金 | △19,636,561 |
| その他 | 10,489 | 自己株式 | △440,204 |
| 貸倒引当金 | △3,371,015 | 純資産合計 | △2,496,684 |
| 資産合計 | 1,443,236 | 負債・純資産合計 | 1,443,236 |

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損　益　計　算　書

（平成27年３月１日から
平成28年２月29日まで）

（単位：千円）

| 科　　目 | 金　　額 | |
|---|---|---|
| **売上高** | | **852,896** |
| **売上原価** | | **978,602** |
| **売上総損失** | | **125,705** |
| 販売費及び一般管理費 | | 354,410 |
| **営業損失** | | **480,115** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息及び配当金 | 13,779 | |
| その他の営業外収益 | 32,540 | 46,320 |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 91,614 | |
| 貸倒引当金繰入額 | 220,595 | |
| その他の営業外費用 | 128 | 312,337 |
| **経常損失** | | **746,133** |
| **特別利益** | | |
| その他の特別利益 | 1,932 | 1,932 |
| **特別損失** | | |
| 減損損失 | 341,477 | |
| その他の特別損失 | 8,531 | 350,009 |
| **税引前当期純損失** | | **1,094,210** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,246 | |
| 法人税等還付税額 | △29,287 | △28,040 |
| **当期純損失** | | **1,066,170** |

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

（平成27年３月１日から
平成28年２月29日まで）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | |
| | | | | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 |
| 平成27年３月１日期首残高 | 7,006,422 | 6,771,142 | 2,516 | 3,800,000 | △18,570,390 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | |
| 当期純損失（△） | | | | | △1,066,170 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | － | － | － | － | △1,066,170 |
| 平成28年２月29日期末残高 | 7,006,422 | 6,771,142 | 2,516 | 3,800,000 | △19,636,561 |

| | 株主資本 | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|
| | 自己株式 | 株主資本合計 | |
| 平成27年３月１日期首残高 | △440,204 | △1,430,514 | △1,430,514 |
| 事業年度中の変動額 | | | |
| 当期純損失（△） | | △1,066,170 | △1,066,170 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | － | － |
| 事業年度中の変動額合計 | － | △1,066,170 | △1,066,170 |
| 平成28年２月29日期末残高 | △440,204 | △2,496,684 | △2,496,684 |

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 個　別　注　記　表

**（継続企業の前提に関する注記）**

当事業年度においては、早期の業績回復に向け、仕掛中及び協議中の不動産案件に対する融資を受けるための協議を金融機関等と継続してまいりました。

しかしながら、多くの金融機関等においては、平成24年12月に行われた証券取引等監視委員会及び神奈川県警による調査に起因した風評被害等が未だ根強く残っていることや、当社グループの財務基盤が未だ脆弱であること等の理由から、当該融資協議につきまして、想定した以上に時間がかかっており、当社グループの財務基盤の強化及び信用の回復が喫緊の課題となっております。

そのため、営業活動自体にも遅れが生じており、事業資金の回収を優先するため、事業化に至った不動産案件についても、当初想定した売却予定額よりも低額にて譲渡せざるを得ない状況となったことにより、当事業年度においては、1,066百万円の当期純損失を計上することとなりました。

また、依然として当事業年度末時点においては、既存の借入金等の一部については、返済条件の見直しを行うことにつき、債権者にご協力をお願いしている状態であります。

以上のような状況により、当社には、将来にわたって事業活動を継続するとの前提に疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

しかしながら、下記施策の確実な実行により、早期に大幅な改善が実現できると考えております。

(1) 当社グループの財務基盤の強化と案件仕入の推進

当社グループは、不動産事業においては、物件の仕入力と販売力には定評があるものと自負しており、必要に応じた資金の調達を円滑に行うことができれば、積極的に仕入を行うことができ、成長路線に戻せると確信しております。

そのため、継続して金融機関等との交渉を行いながら、懸案となっている当社グループの財務基盤の強化に向けて、引き続き様々な調達手法を検討し、適宜必要な資金を調達してまいる所存であります。

(2) 既存債権者との協議

既存の借入金等の一部につきましては、返済条件の見直しを行うことにつき、債権者にご協力をいただいており、引き続き担保物件の処分も含め、債権者と個別に協議しながら進めてまいります。

しかしながら、金融機関等との交渉状況によっては、当社グループの想定通りに仕入が進まない可能性があることや、財務基盤の強化に関しましても、経済環

境や金融市場の影響を受けること、また、債権者との返済条件の見直し交渉についても、関係者との協議を行いながら進めている途上であること等から、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、当事業年度の計算書類は継続企業を前提に作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類には反映しておりません。

## 1．重要な会計方針に係る事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ．子会社株式 …… 移動平均法による原価法

ロ．満期保有目的の債券 …… 償却原価法（定額法）

ハ．その他有価証券

・時価のあるもの …… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの …… 移動平均法による原価法
なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法
評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

・販売用不動産、仕掛販売用不動産、
共同事業出資金及び未成業務支出金 …… 個別法

・貯蔵品 …… 最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 …… 建物（建物付属設備を除く）については定額法、その他については定率法によっております。

② 無形固定資産 …… 定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率による貸倒見積高を計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金 …… 従業員への賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

③ 債務保証損失引当金 …… 関係会社の財政状態を勘案し、関係会社の損失に伴う負担に備えるため必要と認められる額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

なお、控除対象外消費税等については、発生事業年度の期間費用としております。

## 2．表示方法の変更

(貸借対照表)

前事業年度まで区分掲記して表示しておりました「保証金」（当事業年度は、10,489千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。

前事業年度まで投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりました「長期貸付金」については、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しております。

なお、前事業年度の「長期貸付金」は、6,322千円であります。

前事業年度まで区分掲記して表示しておりました「未払金」（当事業年度は、23,257千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(損益計算書)

前事業年度まで営業外費用の「その他の営業外費用」に含めて表示しておりました「貸倒引当金繰入額」については、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しております。

なお、前事業年度の「貸倒引当金繰入額」は、3,150千円であります。

## ３．貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する短期金銭債権……　43,050千円
関係会社に対する長期金銭債権……　511,259千円
関係会社に対する短期金銭債務……　505,971千円
(注)　区分掲記したものを除く。

(2) 減価償却累計額
有形固定資産……　24,297千円

(3) 担保に供している資産
仕掛販売用不動産……　148,953千円
土地……　200,000千円
上記に対応する債務
短期借入金 ……　5,000千円
長期借入金……　140,000千円
なお、上記の他宅地建物取引業法に基づく手付金等保全措置のため、投資有価証券5,000千円について、質権が設定されており、また、宅地建物取引業法に基づく営業保証金として投資有価証券10,018千円を法務局に供託しております。

## ４．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高
営業取引以外の取引高……　87,484千円

## ５．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株数
普通株式　247,997株

## ６．税効果会計に関する注記

繰延税金資産の主な内容は、繰越欠損金及び貸倒引当金繰入超過額等であり、評価性引当額を全額計上しております。
また、繰延税金負債については、該当がありません。

## 7．関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

（単位：千円）

| 種類 | 会社の名称 | 議決権等の所有割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 子会社 | 株式会社ランド名古屋 | 所有直接100% | 役員の兼任 | 資金の貸付（注１） | － | 関係会社長期貸付金 | 933,372 |
| | | | | 立替経費等 | － | 長期未収入金 | 18,890 |
| 子会社 | 有限会社エル・ディー・プランニングＡ | 所有直接100% | 役員の兼任 | 資金の貸付（注１） | － | 関係会社長期貸付金 | 1,648,167 |
| | | | | 連結納税制度適用に伴う未収入金 | － | 長期未収入金 | 492,369 |
| 子会社 | 合同会社エースリー | 所有直接100% | 役員の兼任 | 資金の貸付（注１） | － | 関係会社短期貸付金 | 160,693 |
| | | | | | 8,056 | 未収収益 | 41,680 |
| | | | | 資金の借入（注１） | － | 関係会社短期借入金 | 2,559,302 |
| | | | | | 79,427 | 未払費用 | 497,379 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）子会社に対する資金の貸付及び子会社からの資金の借入については、市場金利を勘案して決定しております。
なお、担保の受入は行っておりません。

（注２）株式会社ランド名古屋及び有限会社エル・ディー・プランニングＡに対して、貸倒引当金3,093,387千円及び債務保証損失引当金154,332千円を計上しております。

(2) 役員及び個人主要株主

該当事項はありません。

## ８．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額…… △6円73銭

(2) １株当たり当期純損失…… 2円88銭

１株当たり当期純損失の算定上の基礎は次のとおりです。

| | |
|---|---|
| 当期純損失…… | 1,066,170千円 |
| 普通株主に帰属しない金額…… | ― 千円 |
| 普通株式に係る当期純損失…… | 1,066,170千円 |
| 期中平均株式数…… | 370,726,003株 |

## ９．重要な後発事象に関する注記

（子会社株式の譲渡について）

当社は、平成28年４月14日開催の取締役会において、経営資源の集約を目的として、子会社である株式会社ランド名古屋の全株式を譲渡することを決議し、同日付で譲渡いたしました。

これに伴い、第21期事業年度において、関係会社株式売却益として、約78百万円を計上する見込みであります。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

平成28年４月20日

株式会社ランド
取締役会　御中

監査法人　元　和

指定社員
業務執行社員　公認会計士　山野井　俊　明　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　加　藤　由　久　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ランドの平成27年３月１日から平成28年２月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ランド及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は新規融資に関して金融機関等との協議を継続しており、また、既存の借入金等の一部について返済条件の見直しにつき債権者に協力を要請している状態である。そのため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成28年４月14日の取締役会において、連結子会社である株式会社ランド名古屋の全株式を譲渡することを決議し、同日付で譲渡を行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

平成28年４月20日

株式会社ランド
取締役会　御中

監査法人　元　和
指定社員
業務執行社員　公認会計士　山野井　俊　明　㊞
指定社員
業務執行社員　公認会計士　加　藤　由　久　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ランドの平成27年３月１日から平成28年２月29日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

１．継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は新規融資に関して金融機関等との協議を継続しており、また、既存の借入金等の一部について返済条件の見直しにつき債権者に協力を要請している状態である。そのため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類及びその附属明細書に反映されていない。

２．重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成28年４月14日の取締役会において、子会社である株式会社ランド名古屋の全株式を譲渡することを決議し、同日付で譲渡を行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 監査役会の監査報告書

### 監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年３月１日から平成28年２月29日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人元和の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人元和の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年４月21日

株式会社ランド　監査役会

常勤社外監査役　齊　藤　守　人　㊞

社外監査役　五十嵐　啓　二　㊞

社外監査役　平　井　清　志　㊞

以上

# 株主総会参考書類

**第１号議案**　定款一部変更の件

１．提案の理由

現状の非常に厳しい経営環境下、当社は、これまでさまざまな経営施策を実行してまいりましたが、早期に財務基盤を強化し金融機関等からの与信力向上・回復を図り、新規取引先の開拓等を行っていくことが必要であると考え、第三者割当増資を実施することが不可欠であるとの判断に至りました。

つきましては、本株主総会の第２号議案「第三者割当による募集株式（Ａ種種類株式）発行の件」で取り上げますＡ種種類株式（以下、「本種類株式」といいます。）の発行を可能とするために、新たな種類の株式として本種類株式を追加し規定を新設するとともに、本種類株式の取得請求権の行使による普通株式の発行に備えて、普通株式の発行可能種類株式総数を新設するものであります。

本種類株式を発行する理由の詳細につきましては、第２号議案をご参照ください。

なお、本議案の効力発生は、第２号議案「第三者割当による募集株式（Ａ種種類株式）発行の件」、第３号議案「第三者割当による第9回募集新株予約権発行の件」及び第４号議案「第三者割当による第10回募集新株予約権発行の件」のすべての議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

| 現　　行　　定　　款 | 変　　更　　案 |
|---|---|
| 第１章　総　　則 | 第１章　総　　則 |
| （発行可能株式総数） | （発行可能株式の種類及び総数） |
| 第６条　当会社の発行可能株式総数は、1,483,896,000株とする。 | 第６条　当会社の発行可能株式の種類は、会社法第１０８条第２項各号に定める事項について特段の定めを設けない普通株式と次条に定める内容の種類株式（以下、「Ａ種種類株式」という。）の二種類とする。 |

| 現　　行　　定　　款 | 変　　更　　案 |
| --- | --- |
| （新　　設） | ２．　当会社の発行可能株式の総数は、1,483,896,000株とし、このうち、当会社の各種類株式の発行可能総数は、次のとおりとする。<br>普通株式　　1,481,146,000株<br>Ａ種種類株式　　2,750,000株 |
| （新　　設） | （Ａ種種類株式）<br>第６条の２　当会社の発行するＡ種種類株式の内容は、次の各号に定めるとおりとする。<br>(1) 無配当<br>当会社は、Ａ種種類株式の株主（以下、「Ａ種種類株主」という。）又はＡ種種類株式の登録株式質権者に対し、金銭を配当財産とする剰余金の配当を行わない。<br>(2) 無議決権<br>Ａ種種類株主は、株主総会において議決権を行使することができる事項はない。<br>(3) 取得請求権<br>Ａ種種類株主は、いつでも法令に従い、当会社に対して、Ａ種種類株式１個あたり普通株式100個の交付と引換えに、その有するＡ種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができる。<br>(4) 種類株主総会の決議<br>当会社が、会社法第３２２条第１項各号に掲げる行為をする場合において、法令に別段の定めがある場合を除くほか、Ａ種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。 |

| 現　　行　　定　　款 | 変　　更　　案 |
| --- | --- |
| | (5) 併合又は分割、無償割当等<br>① 当会社は、法令に別段の定めのある場合を除き、A種種類株式を併合又は分割しない。<br>② 当会社は、法令に別段の定めのある場合を除き、A種種類株主に対して、会社法第２０２条第１項に定める募集株式の割当てを受ける権利、及び会社法第２４１条第１項に定める募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て及び新株予約権無償割当てを行わない。 |
| （単元株式数）<br>第７条　当会社の単元株式数は、100株とする。 | （単元株式数）<br>第７条　当会社の各種類株式の単元株式数は、いずれも100株とする。 |
| ＜中　略＞ | ＜中　略＞ |
| （新　　設） | （種類株主総会）<br>第１８条の２　第１３条乃至第１５条、第１７条及び第１８条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。<br>２．第１６条第１項の規定は、会社法第３２４条第１項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。 |

**第２号議案**　第三者割当による募集株式（Ａ種種類株式）発行の件

株主以外の第三者に対して特に有利な払込金額をもって募集株式を発行する件についてご承認をお願いするものであります。

また、本議案の募集株式に付されております取得請求権のすべてが行使された場合、当社普通株式は25％超希薄化することになるため、東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に基づき、本株主総会にて、株主の皆様のご承認を合わせてお願いするものであります。

なお、本議案の効力発生は、本株主総会の第１号議案「定款一部変更の件」、第３号議案「第三者割当による第9回募集新株予約権発行の件」及び第４号議案「第三者割当による第10回募集新株予約権発行の件」のすべての議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

１．募集株式を発行する理由

当社は、財務基盤の強化を図るため、平成27年1月26日付で約9.6億円の第三者割当増資を行いました。これにより調達した資金を有効活用し、複数の案件の仕入れに関する契約や協定の締結に至ったことから、融資により決済資金等を調達し、業績の向上を図ることで早期に再生すべく、金融機関等との協議を継続してまいりました。しかしながら、外部環境の変化や風評被害等の影響が当社の想定以上に根強く残っていることなどから、想定どおりに決済資金等の借入金による調達が進まず、当初計画の大幅な見直しを余儀なくされており、既に契約、協定を締結済の案件の決済資金が確保できなければ、売主との協議次第で違約金等が生じる可能性があるだけでなく、業界での“ランド＝物件を買えない”という更なる風評が生じる可能性もあります。そのような状況に置かれることは、再生に向けて、大きなマイナスとなることから、当社といたしましては、これらの案件の決済資金等を調達することが喫緊の課題であるものと認識しております。

このような状況で、今回の割当先であるEVO FUND（Cayman Islands、代表者：マイケル・ラーチ、リチャード・チザム）及び割当先の関連会社であるEVOLUTION JAPAN証券株式会社（東京都千代田区、代表取締役：ダニエル・シャイアマン）（以下、総称して「EVO」といいます。※）の紹介を受け、EVOとの取り組みにより、上記の点の改善が実現可能であるものと判断し、第三者割当増資（本議案に記載のＡ種種類株式発行並びに後記第３号議案及び第４号議案に記載の新株予約権発行（以下、併せて「本件増資」といいます。））に関して協議を進めてまいりました。

当社は、これまでに複数回増資を実施し、それにより少しずつではありますが再生に向け進んでまいりましたが、完全復活するまでには至っておりません。

また、金融機関等との融資に関する協議も想定どおりには進んでおらず、この状況を打破しなければ、再生に相当の時間を要するものと認識しております。

当社といたしましては、本件増資や借入金により必要な資金を調達することが、当社の業績回復及び業容の拡大に寄与するものと認識しております。

なお、本件増資に関しましては、その前提として、EVOとの間で総額55億円の不動産担保融資ファシリティ契約（以下、「ファシリティ契約」といいます。）を本株主総会開催日の前日までに締結する予定であります。本件増資により調達する資金に加え、当該ファシリティ契約により不動産案件の取得資金を借り入れることができれば、今後、当社が取り扱う案件の規模や数量が拡大するものと思われることから、収益性の向上が期待され、再生に向け大きく前進できるものと認識しております。

さらにEVOとの取り組みにより、同社の与信力を最大限に活用することで、他の金融機関等との融資に関する協議も進捗するものと考えており、当社の再生完結に向け大きく前進するものと期待しております。

当社といたしましては、今回の増資を当社の再生完結に向けた最終ステージのエクイティファイナンスと位置づけ、これらの資金を活用することにより、会社の正常な姿を取戻し、新たなステージに向けて飛躍できるものと考えており、役職員一丸となって取り組んでまいる所存でありますので、株主の皆様のご理解を賜りたく存じます。

※ EVOは、その関連会社も含め、平成27年以降、複数の上場企業と第三者割当によるエクイティ・ファイナンス案件に取り組んだ実績を有しております。

２．発行条件等について

当該Ａ種種類株式の発行価額は、本件増資に関する協議において、当社の１株当り純資産（平成27年2月末時点で約3.65円、平成27年8月末時点で約3.30円）や、平成28年2月期の当社の業績予想を反映した１株当たり純資産の概算額（約1.2円）、平成28年2月期決算短信における1株当たり純資産（約0.97円）等を勘案した上で、割当先との協議の上決定したものであります。

なお、Ａ種種類株式に関しては、第三者評価機関による評価の算定を行っておりません。

本Ａ種種類株式１株の発行価額300円を、取得請求権の行使により発行される普通株式100株で除して換算した普通株式１株あたりの価格3円は、市場株価または理論価値に対して一定程度のディスカウントとなっていることから、いわゆる有利発行に該当する可能性があると判断したため、当社取締役会は、会社法第199条第2項及び第3項並びに第309条第2項の定めに従い、本株主総会の特別決議によって発行決議を諮ることといたしました。

３．第三者割当による募集株式の内容

| | |
|---|---|
| （１）募集株式の種類 | Ａ種種類株式 |
| （２）募集株式の数 | 2,750,000株 |
| （３）発行価額 | 1株につき300円 |
| （４）発行価額の総額 | 825,000,000円 |
| （５）増加する資本金及び資本準備金の額 | 資本金　1株につき150円<br>資本準備金　1株につき150円 |
| （６）議決権 | Ａ種種類株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決権を有しない。 |
| （７）配当金 | 発行会社は、Ａ種種類株主に、配当金を支払わない。 |
| （８）取得請求権 | Ａ種種類株主は、Ａ種種類株式の払込金額の払込が行われた日以降、いつでも法令に従い、発行会社に対して、Ａ種種類株式１個あたり普通株式100個の交付と引換えに、その有するＡ種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、その取得価額は0円とする。 |
| （９）申込期日 | 平成28年6月1日 |
| （10）払込期日 | 平成28年6月1日 |
| （11）募集の方法 | 第三者割当の方法により、すべての株式をEVO FUNDに割り当てる。 |
| （12）払込取扱場所 | 株式会社静岡銀行　横浜支店 |
| （13）その他 | ①上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。<br>②その他本新株式発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。 |

**第３号議案**　第三者割当による第9回募集新株予約権発行の件

会社法第236条および第238条に基づき、株主以外の第三者に対して特に有利な条件で募集新株予約権を発行する件についてご承認をお願いするものであります。

また、本議案の新株予約権のすべてが行使された場合、当社普通株式は25%超希薄化することになるため、東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に基づき、本株主総会にて、株主の皆様のご承認を合わせてお願いするものであります。

なお、本議案の効力発生は、本株主総会の第１号議案「定款一部変更の件」、第２号議案「第三者割当による募集株式（Ａ種種類株式）発行の件」及び第４号議案「第三者割当による第10回募集新株予約権発行の件」のすべての議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

１．特に有利な金額で募集新株予約権を発行する理由

前述のとおり、本新株予約権発行と同時に、Ａ種種類株式発行及び第10回新株予約権の発行を行う予定であります。

本議案の新株予約権を発行する理由につきましては、第２号議案の「１．募集株式を発行する理由」をご参照ください。

２．発行条件等について

当社は、本新株予約権の発行条件につきましては、割当先と協議の上決定いたしましたが、株主の皆様に対しての説明の参考とするため、公正価値の算定が必要であるものと判断し、当社と取引関係のない独立した第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズに発行決議日前日を基準日として算定を依頼しております。

当該第三者評価機関からは、当該機関による算定の条件として、基準となる当社株価13円（平成28年4月21日の終値）、権利行使価額3円、ボラティリティ68.53%（平成23年3月から平成28年3月の月次株価を利用し年率換算して算出）、権利行使期間5年、リスクフリーレート-0.245%（評価基準日における中期国債レート）、割引率71.08%（割引率として、リスクフリーレート-0.245%＋市場リスクプレミアム8.7%×対市場$\beta$ 2.121＋クレジットコスト52.88%から算定した修正ＣＡＰＭを利用）、配当率０%、第9回新株予約権の発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者買取契約に定められた総議決権の33.3%を超える議決権に係る株式を保有しない旨の保有制限条件を除く諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎とし算定した結果、第9回新株予約権は１個につき23,350,000円（4.67円/株）との評価である旨の報告を受けております。

当社といたしましては、第9回新株予約権の払込金額（１個につき60,000円）と比べると、割当先に特に有利な条件で発行するものに該当する可能性があるもの

と判断し、本株主総会にて、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

3．第三者割当による新株予約権の内容

（1）新株予約権の名称

株式会社ランド第9回新株予約権

（2）第9回新株予約権の払込金額の総額

金3,300,000円

（3）申込期日

平成28年6月1日

（4）割当日および払込期日

平成28年6月1日

（5）募集の方法

第三者割当ての方法により、全ての第9回新株予約権をEVO FUNDに割当てる。

（6）新株予約権の目的である株式の種類および数の算出方法

① 第9回新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

② 第9回新株予約権の目的である株式の総数は275,000,000株（第9回新株予約権1個あたり5,000,000株（以下、「割当株式数」という。））とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、第9回新株予約権のうち、当該時点で行使されていない第9回新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。但し、かかる調整は株式数を増加させる方向でのみなしうるものとする。

（7）第9回新株予約権の総数

55個

（8）各第9回新株予約権の払込金額

新株予約権1個あたり金60,000円

（9）第9回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

① 各第9回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。ただし、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。

② 第9回新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額（以下、「行使

価額」という。）は、3円とする。

(10) 行使価額の調整

当社は、第9回新株予約権の割当日後、当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合でも、行使価額を調整しない。

(11) 第9回新株予約権の行使期間

平成28年6月1日（当日を含む。）から平成33年6月1日（当日を含む。）までとする。

(12) その他の第9回新株予約権の行使の条件

各第9回新株予約権の一部行使はできない。

(13) 新株予約権の譲渡制限

存在しない。

(14) 新株予約権証券の発行

当社は、第9回新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

(15) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金

第9回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし（計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

(16) 新株予約権の行使請求の方法

① 第9回新株予約権を行使請求しようとする第9回新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする第9回新株予約権を表示し、請求の年月日等必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第11項に定める行使請求期間中に第18項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。

② 第9回新株予約権を行使請求しようとする第9回新株予約権者は、前号の行使請求書を第18項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、第9回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第19項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

③ 第9回新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該第9回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。なお、行使請求に要する書類の全部が午前11時までに行使請求受付場所に到着した場合には、その到着した日に、午前11時以降に到着した場合には翌営業日に発生する。

(17) 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該第9回新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

(18) 行使請求受付場所

株式会社ランド　管理部

(19) 払込取扱場所

株式会社静岡銀行　横浜支店

(20) その他

① 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

② 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

③ その他第9回新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

**第４号議案**　第三者割当による第10回募集新株予約権発行の件

会社法第236条および第238条に基づき、株主以外の第三者に対して特に有利な条件で募集新株予約権を発行する件についてご承認をお願いするものであります。

また、本議案の新株予約権のすべてが行使された場合、当社普通株式は25%超希薄化することになるため、東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に基づき、本株主総会にて、株主の皆様のご承認を合わせてお願いするものであります。

なお、本議案の効力発生は、本株主総会の第１号議案「定款一部変更の件」、第２号議案「第三者割当による募集株式（Ａ種種類株式）発行の件」及び第３号議案「第三者割当による第9回募集新株予約権発行の件」のすべての議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

１．特に有利な金額で募集新株予約権を発行する理由

前述のとおり、本新株予約権発行と同時に、Ａ種種類株式発行及び第9回新株予約権の発行を行う予定であります。

本議案の新株予約権を発行する理由につきましては、第２号議案の「１．募集株式を発行する理由」をご参照ください。

２．発行条件等について

当社は、本新株予約権の発行条件につきましては、割当先と協議の上決定いたしましたが、株主の皆様に対しての説明の参考とするため、公正価値の算定が必要であるものと判断し、当社と取引関係のない独立した第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズに発行決議日前日を基準日として算定を依頼しております。

当該第三者評価機関からは、当該機関による算定の条件として、基準となる当社株価13円（平成28年4月21日の終値）、権利行使価額3円、ボラティリティ68.53%（平成23年3月から平成28年3月の月次株価を利用し年率換算して算出）、権利行使期間５年、リスクフリーレート-0.245%（評価基準日における中期国債レート）、割引率71.08%（割引率として、リスクフリーレート-0.245%＋市場リスクプレミアム8.7%×対市場β 2.121＋クレジットコスト52.88%から算定した修正ＣＡＰＭを利用）、配当率０%、第10回新株予約権の発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者買取契約に定められた諸条件のうち、取得条項を考慮した上で、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎とし算定した結果、第10回新株予約権は１個につき650,000円（0.13円/株）との評価である旨の報告を受けております。

当社といたしましては、第10回新株予約権の払込金額（１個につき60,000円）と比べると、割当先に特に有利な条件で発行するものに該当する可能性があるものと判断し、本株主総会にて、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

３．第三者割当による新株予約権の内容

（１）新株予約権の名称

株式会社ランド第10回新株予約権

（２）第10回新株予約権の払込金額の総額

金6,600,000円

（３）申込期日

平成28年6月1日

（４）割当日および払込期日

平成28年6月1日

（５）募集の方法

第三者割当ての方法により、全ての第10回新株予約権をEVO FUNDに割当てる。

（６）新株予約権の目的である株式の種類および数の算出方法

① 第10回新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

② 第10回新株予約権の目的である株式の総数は550,000,000株（第10回新株予約権１個あたり5,000,000株（以下、「割当株式数」という。））とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、第10回新株予約権のうち、当該時点で行使されていない第10回新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。但し、かかる調整は株式数を増加させる方向でのみなしうるものとする。

（７）第10回新株予約権の総数

110個

（８）各第10回新株予約権の払込金額

新株予約権１個あたり金60,000円

（９）第10回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

① 各第10回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。ただし、これにより１円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。

② 第10回新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式１株あたりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、3円とする。

（10）行使価額の調整

当社は、第10回新株予約権の割当日後、当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合でも、行使価額を調整しない。

(11) 第10回新株予約権の行使期間

平成28年6月1日（当日を含む。）から平成33年6月1日（当日を含む。）までとする。

(12) その他の第10回新株予約権の行使の条件

各第10回新株予約権の一部行使はできない。

(13) 新株予約権の譲渡制限

第10回新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(14) 新株予約権の取得事由

① 当社は、第10回新株予約権の割当日以降いつでも、当社取締役会が第10回新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めた場合は、取得の対象となる第10回新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の到来をもって、第10回新株予約権1個につき第10回新株予約権1個あたりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する第10回新株予約権の全部又は一部を取得することができる。第10回新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

② 第10回新株予約権の新株予約権者は、前項の場合、取得日まで第10回新株予約権を行使することができないものとし、第16項の定めにかかわらず、当社は、第10回新株予約権の行使請求に応じる義務を負わない。

(15) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金

第10回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし（計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

(16) 新株予約権の行使請求の方法

① 第10回新株予約権を行使請求しようとする第10回新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする第10回新株予約権を表示し、請求の年月日等必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第11項に定める行使請求期間中に第18項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。

② 第10回新株予約権を行使請求しようとする第10回新株予約権者は、前号の行使請求書を第18項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、第10回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第19項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

③　第10回新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該第10回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。なお、行使請求に要する書類の全部が午前11時までに行使請求受付場所に到着した場合には、その到着した日に、午前11時以降に到着した場合には翌営業日に発生する。

(17) 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該第10回新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

(18) 行使請求受付場所

株式会社ランド　管理部

(19) 払込取扱場所

株式会社静岡銀行　横浜支店

(20) 新株予約権証券の発行

当社は、第10回新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

(21) その他

①　会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

②　上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

③　その他第10回新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

以　上

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

１．議決権行使サイトについて

（１）インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）

※「ｉモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

（２）パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

（３）携帯電話による議決権行使は、ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

（４）インターネットによる議決権行使は、平成28年５月30日（月曜日）の午後７時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

２．インターネットによる議決権行使方法について

（１）議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

（２）株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

（３）株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3．複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

（1）郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

（2）インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4．議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以　上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）

・電話　0120-173-027（受付時間　9:00～21:00、通話料無料）

# 株主総会会場ご案内図

会　場　　神奈川県横浜市中区桜木町一丁目１番地８の２
　　県民共済プラザビル１階「県民共済みらいホール」
電　話　　045（201）3080

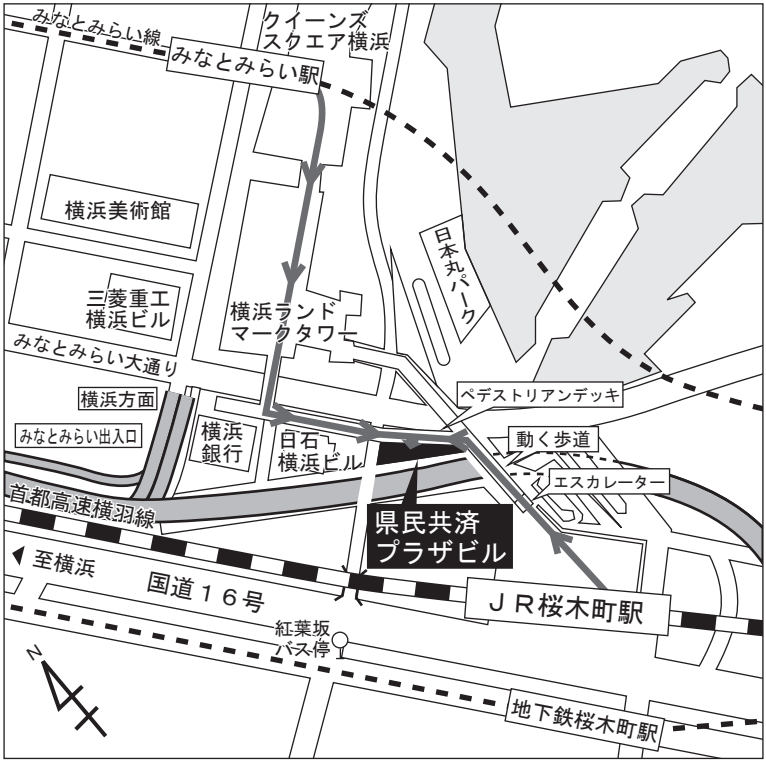


交　通　　ＪＲ線、横浜市営地下鉄「桜木町」駅より徒歩６分
　　みなとみらい線「みなとみらい」駅より徒歩10分

お願い：駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。